

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

平成 25 年 9 月作成

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者

主任船舶電装士

船舶電装士

一般社団法人 日本船舶電装協会

目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
	[1] 電気設備	- 1 -
	第1章 総則	- 1 -
	第2章 発電及び変電設備	- 25 -
	第1節 通則	- 25 -
	第2節 発電機	- 34 -
	第3節 蓄電池	- 45 -
	第4節 変圧器	- 50 -
	第3章 配電設備	- 53 -
	第1節 配電盤	- 53 -
	第2節 配電器具	- 60 -
	第4章 電路	- 62 -
	第1節 電線	- 62 -
	第2節 配電工事	- 65 -
	第3節 接地	- 82 -
	第5章 電気利用設備	- 84 -
	第1節 照明設備	- 84 -
	第2節 動力設備	- 88 -
	第3節 電熱設備	- 99 -
	第4節 通信及び信号設備	- 100 -
	第6章 非常電源等	- 103 -
	第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 121 -
	第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 130 -
	[2] 脱出設備、操舵設備、航海用具	- 132 -
	「1」 脱出設備	- 132 -
	「2」 操舵設備	- 142 -
	「3」 航海用具	- 152 -
	[3] 無線電信等の施設	- 196 -
II	危険物運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 202 -
	第2編 危険物の運送	- 202 -
	第3章 ばら積み液体危険物の運送	- 203 -
	第2節 液化ガス物質	- 203 -
	第3節 液体化学薬品	- 203 -
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 210 -
	第1章 総 则	- 210 -
	第2章 救命設備の要件	- 210 -

第3章 救命設備の備付数量	- 218 -
第4章 救命設備の積付方法	- 221 -
IV 船舶消防設備規則 (関連抜粋)	- 224 -
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	- 224 -
第1節 第1種船及び第2種船	- 224 -
第2節 第3種船及び第4種船	- 234 -
V 船舶防火構造規則 (関連抜粋)	- 237 -
VI 船舶自動化設備特殊規則	- 239 -
第1章 総則	- 239 -
第2章 機関	- 239 -
第3章 設備	- 242 -
VII 漁船特殊規程 (関連抜粋)	- 250 -
第1章 総則	- 250 -
第3章 設備	- 250 -
第1節 救命設備	- 250 -
第3節 其の他の設備	- 250 -
VIII 小型船舶安全規則 (関連抜粋)	- 257 -
[1] 総則	- 257 -
[2] 電気設備	- 261 -
第1節 通則	- 261 -
第2節 蓄電池	- 264 -
第3節 配電盤	- 266 -
第4節 電路	- 267 -
第5節 電気利用設備	- 268 -
[3] 航海用具	- 268 -
[4] 救命設備	- 279 -
[5] 特殊小型船舶に関する特則	- 280 -
IX 小型漁船安全規則 (関連抜粋)	- 282 -
[1] 総則	- 282 -
[2] 電気設備	- 283 -
[3] 航海用具	- 287 -
[4] 救命設備	- 290 -
X 電気設備の検査	- 291 -
[1] 検査の種類	- 291 -
[A] 定期検査	- 291 -
[B] 中間検査	- 291 -

[C] 臨時検査	- 292 -
[D] 臨時航行検査	- 292 -
[E] 予備検査	- 293 -
[2] 用語の意義	- 293 -
[A] 旅客船	- 293 -
[B] 国際航海	- 293 -
[C] 特殊船	- 293 -
[D] 小型兼用船	- 293 -
[E] 小型船舶	- 293 -
[F] 小型漁船	- 293 -
[G] 航行区域	- 293 -
[H] 従業制限	- 294 -
[3] 検査の準備	- 294 -
[A] 定期検査の準備	- 294 -
[B] 第1種中間検査の準備	- 295 -
[C] 第2種中間検査の準備	- 295 -
[D] 予備検査の準備	- 295 -
[4] 船舶検査の方法 (国土交通省、電気設備関係抜粋)	- 295 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 295 -
第1章 第1回定期検査等	- 295 -
第2章 定期的検査等	- 302 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 306 -
第1章 第1回定期検査等	- 306 -
第2章 定期的検査等	- 307 -
S編 検査の特例 (電気・装工事関係)	- 307 -
[5] 検査の実施方法に関する細則 (日本小型船舶検査機構)	- 309 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 309 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 313 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 313 -
XI 索引	- 315 -